

編集 取手市農業委員会（会報委員会）

取手市藤代700番地 TEL74-2141（代）FAX82-6450



芽ぶきのとき

生産の意欲・労働の喜び・生活の希望

記事案内

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員募集
- ・利用権設定による農地の貸借方法が変わります
- ・農地の適正管理のお願い
- ・農業用水路（小用水路・排水路）の管理について
- ・野焼きについて
- ・取手市農業公社からのお知らせ
- ・お知らせ
- ・臨時雇標準賃金
- ・賃借料情報
- ・農業用使用済みプラスチックの回収
- ・農業者年金に加入しよう
- ・農業者年金現況届
- ・全国農業新聞
- ・雑草イネの注意喚起
- ・カメムシの発生防除対策
- ・認定農業者、就農支援について
- ・編集後記



農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集予定

○農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了(令和7年3月31日)に伴い、各委員の募集を予定しています。

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農地法に基づく許認可事務や担い手への農地利用集積の推進、耕作放棄地の発生防止、解消の推進、新規就農、企業等の農業参入の支援など、農業の構造政策を重点に、双方が連携しあって取り組む事となります。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、地域の農業者や農業団体等に候補者の推薦等を広く求めることとなり、特に、地域の農業者の推薦については、地域で協議の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員としての適任者をご推薦くださるようお願いいたします。

尚、推薦にあたっては、認定農業者を含め農業に識見があり、農業委員会の職務を適切に行うことが求められますので、その点をご留意の上推薦くださるようお願いすることとなり、あらかじめ募集予定の掲載をいたします。

推薦応募資格

農業に関する識見を有する方、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関して職務を適切に行うことができる方。

募集人員

農業委員14名

農地利用最適化推進委員12名

※ 募集人員を超えた場合は、農業状況や地域等を考慮し選考します。

※ 推薦した方、推薦を受けた方、応募した方は中間経過、結果を市ホームページで公表します。

又、推薦者は複数の候補者を推薦することはできません。

推薦応募方法等については、広報とりで(12月号予定)にてお知らせいたしますので確認願います。

利用権設定による農地の貸借方法が変わります

農地の貸借は、令和7年度から農地中間管理機構を通した貸し借りになります。

地主の農地を、機構を通して耕作者にお貸しする制度です。従来の利用権と同様、貸借期間満了後、農地は確実に地主に戻ります。(更新も出来ます。)

現在、利用権設定をしている農地も、機構を通した貸し借りへの移行が可能です。

更新手続きの通知の際に、農地中間管理機構を通した貸借のご案内をさせていただきます。



農地の適正管理のお願い

農地は、食の生産基盤であり、また、環境の保全などの多面的な機能を有しており、地域の貴重な財産であります。

しかし、近年耕作者の高齢化に伴い、耕作を依頼する方や不耕作になる農地が増えてきております。



耕作されないと雑草や雑木などが繁茂し、病虫害の発生源となり、周辺農地や近隣住民の方に大変迷惑を及ぼすこととなります。
(最近、遊休農地における草刈依頼の苦情が非常に多くなっております。)

農地を遊休化させると、再び耕作可能な農地に戻すことは、大変な労力と作業時間が必要となりますので、農地の所有者は、耕起や草刈り等を行い適正な農地管理をお願いいたします。

農業用水路（小用水路・排水路）の管理について

小用水路や排水施設の維持管理（草刈り、泥上げ）については、田の所有者又は耕作者（借人）のみなさまのご協力により、維持管理されております。利用するみなさまが、より良い環境の中で利用できるよう、適切な維持管理にご協力ください。

年に1回、秋から冬にたまった枯葉や沈殿した土砂を取り除き、田を清流で潤しましょう。



農地での焼却には十分な注意をお願いします

近年、農地での作業に伴う焼却による煙や、悪臭に対する苦情が多く寄せられています。

特に住宅地周辺では、煙などによる体調不良や洗濯物などへ影響を与えることもあり、できるだけ堆肥化したり鋤き込みするなり対処しましょう。

皆さんの
ご協力をお願い
いたします。

取手市農業公社からのお知らせ

（一財）取手市農業公社では、来春（令和7年）の代かき、田植えを請け負いますので、どうぞご利用ください。

申込締切 令和6年7月31日（水）

請負時期：5月連休後

料金（10a）：代かき 8,580円（税込）

田植え 9,350円（税込） ※ 苗代は含みません

なお、圃場の状況により、お断りすることもございます。

【お問い合わせ先】取手市農業公社（取手市役所 藤代庁舎1階）

☎74-2141（代）内線2170・2110



お知らせ

令和6年度取手市農作業臨時雇標準賃金

1. 人力労賃(8時間労働)

作業別	賃金	備考
田植(補助)	9,500円	(賄いなし)
稲刈(補助)	8,500円	(賄いなし)

2. 作業別請負料金(10a当り)

作業別		賃金
田耕起	トラクター	4,000円
畔塗り		100m 3,500円
水田代かき	トラクター	7,400円
田植	田植機	請負者苗持ち 20,000円~22,000円
	委託者苗持ち	8,000円
稲刈	コンバイン	18,000円~26,000円 倒伏・圃場等の条件による
乾燥調整(籾すり含む)		60kg当り 1,800円
稲刈りから乾燥・調整(籾すり含む)まで		35,000円~
育苗(硬化苗)	1箱当り	810円
畑耕起	トラクター	5,000円
草刈り	トラクター等	10,000円

※燃料代は、請負者負担・料金は税抜きです(育苗(硬化苗)のみ税込み)

※この農作業等賃金はあくまでも標準額ですので、圃場条件、作業条件など適宜、当事者間で相談のうえ、決定してください。農家各位の目安として活用され、農作業に支障のないようご利用願います。

賃借料情報

令和3年1月から令和5年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当り)は、以下のとおりとなっております。

田(水稻)の部

(10a当り・円)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
取手市全域	12,800	28,000	6,425	512

参考：物納 1俵~1.5俵/10a当り

畑(普通畑)の部

(10a当り・円)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
取手市全域	10,700	29,000	10,000	26

令和6年度農業用使用済みプラスチックの回収について

令和6年度の農業用使用済みプラスチック（ハウス被覆材・苗箱・肥料袋など）の回収を、下記のとおり予定しておりますのでお知らせいたします。

お申し込みは事前予約制となり、詳細は10月の広報とりで及び、JA茨城みなみの回覧などに掲載されますのでご確認ください。

1. 回収日

令和6年10月24日（木）午前9時30分～午後3時（予定）

農業用ポリエチレン（ハウス等被覆用ポリ・肥料袋、水稻育苗箱など）

農業用ビニール（ハウス等被覆用農ビ）

※ 緑マルチは回収不可



2. 回収場所

JA茨城みなみ 藤代支店前駐車場（取手市毛有111番地）

3. 料金

回収処理料金は有料となります。詳細は、10月の広報とりでによりお知らせします。

【お問い合わせ先】

取手市役所 農政課 ☎74-2141（代）内線2111

農業者年金に加入しよう

新農業者年金は、加入者数や受給者数に左右されず、又、現役の加入者の保険料に依存しない積立方式です。老後の生活の安定のため、新農業者年金への加入をお勧めします。

加入要件は…

1. 年齢要件… 60歳未満

※令和4年5月から、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も加入できるようになりました。

2. 国民年金の要件…第1号被保険者（但し、保険料免除者でないこと）

3. 農業上の要件…年間60日以上、農業に従事する者

以上、3つの要件を満たせば誰でも加入することができます。

詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。



農業者年金現況届

忘れずに提出を

毎年五月末頃、受給者に送付される現況届を、六月二十八日までに農業委員会に提出してください。

現況届の提出を忘れると、農業者年金が差し止められます。

【提出先】 取手市農業委員会事務局（藤代庁舎内）



全国農業新聞

農業者の目線にあつた分かりやすい紙面・週刊紙として、タイムリーなテーマを踏まえた記事を中心に、経営や暮らしに役立つ情報を提供します。

◇発行日 毎週金曜日

◇購読料 月700円

◇発行 全国農業会議所

◇申込先 農業委員会事務局



雑草イネにご注意ください！

近年、県内各地で雑草イネの発生が確認されています。

雑草イネがまん延すると収穫物に混ざり、等級を下げる原因になります。また、一度増えてしまった雑草イネをなくすには、徹底的な防除を3～4年続けなければなりません。

早期発見と速やかな防除により、雑草イネによる被害を防ぎましょう。

雑草イネの特徴

- ・ 籾が落ちやすい（風が吹いたり、手で握ったりするだけで多くの籾が落ちる）
- ・ 出穂期や草丈が栽培品種と異なる（栽培品種と同じタイプもあります）
- ・ 芒や籾、玄米が着色している（着色していないタイプもあります）



↑草丈が高い、籾が落ちやすい



↑赤紫色などの芒がある



↑籾や玄米の形や色が異なる

写真は中央農業総合研究センター作成「雑草イネまん延防止マニュアルVer.2」より引用

雑草イネを発見したら、すぐに株ごと抜き取り、処分してください。農業機械を介して拡散するため、発生は場の機械作業は最後に行うようにしましょう。

さらに、①遅植え②有効薬剤による体系防除③手取り除草などの対策が必要です。

【お問い合わせ先】

つくば地域農業改良普及センター ☎029-836-1109

認定農業者になりましょう

認定農業者とは、農業改善に取り組むやる気のある農業者が『農業経営改善計画』を作成し、その計画を市町村が認定する制度です。

また、新たに農業を始めたい方の相談も随時受け付けています。

【お問い合わせ先】

取手市役所 農政課

☎74-2141 (代) 内線2111



カメムシの発生防除対策

薬剤防除

幼虫の防除適期は、出穂10日～15日後頃防除します。

成虫は穂揃期が適期であるが、収穫前日数等に十分注意する。

また、周辺作物（特に早生品種）に飛散しないよう十分注意する。

編集後記

能登半島地震から約半年が経ちましたが、震災の傷跡がまだ残っています。被災者の平穏な日常が、一日も早く戻ることを願い、農業委員・推進委員一同で、義援金を贈らせていただきました。

現在の日本農業は、農業者の高齢化と後継者不足により、遊休農地の増加など様々な問題を抱えております。取手市では「人・農地プラン」に基づき、「地域計画」を進めています。農地を集約して作業性の向上・省力化を目指し、集約にすることにより、多くの面積を少ない担い手で作ることを目指しています。

私自身、農業にはまだまだ可能性があり、魅力ある職業だと思っています。魅力ある農業を伝え、農地を守っていきたく、皆様のご理解ご協力のほど、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

会報委員 根本 幹夫